

広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）第三十条の規定によって、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成二十一年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開催日時

平成二十一年十一月十八日（水）から平成二十一年十二月二十日（金）まで三日間  
午前十時から午後五時まで

二 場所

広島市中区基町一〇番二三号  
広島県庁税務庁舎三階三〇六会議室

三 講習科目等

科 目	時 間 数
屋外広告物に関する法令	六
屋外広告物の表示に関する事項	四
屋外広告物の施工に関する事項	八

四 受講手続

1 受講申込書の交付場所

広島県都市局都市事業管理課、広島県各建設事務所（支所）、県内各市役所（広島市においては区役所を含む。）及び県内各町役場

郵送で請求する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書請求」と朱書し、返信用封筒（八十円切手を貼付し、郵便番号及びあて先を明記したもの）を同封し、広島県都市局都市事業管理課に送付すること。

2 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年十月一日（木）から平成二十一年十月三十日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。  
郵送の場合は、平成二十一年十月三十日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

3 受講申込書の提出先

広島県都市局都市事業管理課（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）

五 講習手数料

五千二百三十円

講習会の初日に広島県収入証紙により納付すること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 その他

講習会に関する問い合わせは、広島県都市局都市事業管理課（電話「〇八二」五二三―

四一一二「ダイヤルイン」）にすること。